

外 生 部 門

第6節 最 終 需 要 部 門

最終需要部門のうち「政府消費支出」は経済企画庁、一般貿易（特需・関税を含む）は通商産業省、特殊貿易は行政管理庁が主体となって分担した。また家計外消費支出、民間消費支出、総固定資本形成および在庫純増については、経済企画庁、通商産業省および農林省が主体となり、関係各省庁が共同して推計されたものである。

I 家計外消費支出（付加価値部門参照）

II 民間消費支出

1 定義および範囲（第2章参照）

2 推計方法および調整上の問題点

個人消費支出の推計方法には大別して、物的方法と人的方法の二通りの方法がある。前者は生産統計、流通統計を用いて企業などが生産物を個人に売上げる面から推計するものであり、後者は家計調査等の一世帯当り家計費と世帯数を用いて個人が生産物を購入する面から推計するものである。現行国民所得推計における個人消費支出は、この両者の混合法によって推計されている。その具体的推計は費目によって若干異なるが、原則的な方法は基礎年次（資料の関係上費目により異なる）における物的方法による推計額を人的方法で延長することである。この方法については現在国民経済計算審議会の消費部会でとり上げられ、今後における基本的推計方法が検討されている。

上記部会においては（a）家計調査法、（b）小売販売法、（c）小売評価法、（d）コモディティ・フロー法等の特質、欠陥が種々検討されたが、その結果、家計調査法を中心としながらも、これには多くの欠陥があるため、この欠陥を他の推計方法のもつ特質で補完してゆくという結論が導かれている。

今回の35年表における個人消費支出は、このような推計方法上の問題もあり、投入面と産出面でもっとも大規模な調整が行われた部門である。

上記のように従来からの国民所得推計における個人消費支出は、費目別に夫々基準年次の物的推計額を人的方法で延長しているが、今回は、産出面（物的）からの結果との調整を当然の課題としているので、投入側からの1次的な推計は、地代・家賃や金融機関の帰属サービス等の帰属計算を必要とす

る部門及び自衛隊の現物給与や学校給食費の政府補助分のように家計調査法からは分らない面を除いては原則として家計調査法による推計手順は次の通りである。

(1) 基本的には家計調査より非農家一世帯当り平均家計費をまた、農家経済調査より、農家一世帯当り平均家計費を求め、これらに夫々非農家数および農家数を乗じて全世帯の家計消費支出額を算出するという方法である。しかしこれには種々の欠陥があるため次のようにしてこの人的方法を修正している。

(2) (1)の家計調査は28都市平均の家計費であって、その他の市町村非農家を反映していないため、34年全国消費実態調査を用いて全国非農家ベースの家計費に修正。

(3) また家計調査では単身世帯が対象に含まれないため、単身世帯については上記全国消費実態調査による勤労単身者の家計費を国鉄職員生計調査の単身自活者の家計費を媒介として延長推計。

(4) 普通非農家世帯数（単身世帯を除く）、農家世帯数、および単身非農家世帯数の推計。

(5) 家計調査および農家経済調査における品目分類のI・O分類への組替え。

(6) 以上、家計調査法から推計した結果に学校給食費の国庫負担分、自衛隊の現物給与、地代、家賃、金融機関への帰属サービス等を加算し、その結果を「運賃率、商業マージン率表」（注1）を用いて生産者価格に転換した。

次に産出面からの家計消費部門への配分方法は各セクター別の供給総額（生産額+輸入+在庫減）から、内生部門および最終需要部門のうちの輸出のように配分について比較的是っきりした資料のある部門へまず配分し、ついで政府消費支出、固定資本形成部門等に配分し、残りを、そのセクター（品目）の性格を考慮して、分類不明、家計外および家計消

費ならびに在庫部門に適宜配分することにした。

一般的に、家計調査からの接近による欠陥は費目別分類を詳細な品目別分類でとりにくいこと、記入能力の面からその結果が多分に何等かの偏倚を有すると考えられることである。更にもっとも大きな問題として、小遣銭や交際費のつけ落ちがかなり大きいのではないかと考えられることである。一方、コモ法による接近方法では、家計と家計外が分離しにくく、配分のしわよせが多分に家計面に集中される可能性が多い。また、両者を比較するための流通経費に関する資料が弱いこともコモ法による接近の難と考えられる。

このため、投入面からの計数と産出面からの計数の間には飲食費（とくに酒類・煙草）を中心にしてかなりのギャップがみられることになった。すなわち調整作業が終盤に近づいた第6次リスト（39年2月10日現在）の段階においても、産出面からの家計消費への配分計数は投入面の計数より、飲食費の面で約6,000億円程度上廻っており、この調整はもっとも難航することとなった。しかし終局的には投入面（家計調査法）における弱点であった「交際費・こづかい」のつけ落ちに関する資料（注2）の収集および家計調査における「雑費」項目の配分比率の修正、産出面における弱点であった家計消費と家計外消費の間における配分比率の修正および在庫部門、分類不明等とのやりとり、ならびに運賃・マージン額の修正等を行うことにより調整された。なお、非営利団体消費はその他の公共サービス部門から民間消費支出への産出という形式で民間消費支出に含まれている。

注1) 昭和35年産業連関表運賃率、商業マージン率表
（生産者価格評価への換算用）（行政管理庁統計基準局）

2) 「家計消費」における「交際費・こづかい」の過少について（経済企画庁経済研究所）

Ⅲ 一般政府消費

1 定義および範囲

この項目は一般政府による財貨・用役の経常支出からなる。

一般政府の範囲は、現行の国民所得統計と同様である。

すなわち、中央政府については、一般会計および非企業特別会計を、地方公共団体については、普通会計および収益会計である。

その他の企業特別会計、政府関係機関、その他の政府企

業、地方公共団体における事業会計は政府企業とする。

ただし、一般政府のうち、①官公立学校 ②官公立病院、診療所 ③建設工事 ④上水道・下水道事業 ⑤農業共済再保険特別会計 ⑥森林保険特別会計 ⑦漁船再保険特別会計 ⑧中小企業融資保証特別会計 ⑨輸出保険特別会計 ⑩木船再保険特別会計 ⑪自動車損害賠償責任再保険特別会計 ⑫あへん特別会計 ⑬特定土地改良工事特別会計 ⑭特定港湾施設工事特別会計 ⑮道路整備特別会計 ⑯治水特別会計 ⑰公益質屋事業会計 ⑱収益事業会計 ⑲農業共済事業会計については、それぞれ該当する産業に、これらのものを除く一般政府の公務員、政府常勤職員の給料、帰属賃料および家計外消費支出は、一括して「公務」にそれぞれ格付される。これらの部門の生産額は経費総額とし、産出で政府消費に配分する。

民間消費支出と一般政府消費支出との間には、教育費、保健費などのように、どちらの部門の消費として格づけするかの問題がある。今回の表においては家計の一般政府に対する支払いはすべて振替えとみなし、民間消費支出から除外する。たとえば、国公立病院および保健所ならびに国公立学校に対する支払（診療費、授業料など）は政府に対する振替支出とし、民間消費支出に含めない。したがって、これら一般政府に属する官公立機関の経常経費は一般政府消費支出とし、民間の病院、診療所、学校の経常経費（非営利団体の場合）や営業収入類（個人企業の場合）は民間消費支出とする。手数料、入場料その他の一般政府に対する支払いもこれに準じて取扱うこととする。

この部門における経常的支出は次の諸項目からなる。すなわち、国防支出については、すべての財貨・用役の購入（土地の購入を除く）をもって経常的支出とする。したがって、軍事用のものであれば建築物、構築物の建設、その他の資本財の購入はすべて経常支出とする。一方、非軍事的支出の場合には、非営利団体の経常的支出と同じく、資本財および資本用役を除く財貨・用役の購入をもって経常支出とする。

一般政府消費支出と財貨・用役の輸出入との振替関係については次のとおりとする。

昭和35年表では、一般政府の海外に対する現物振替は原則として一般政府消費支出とせず、財貨・用役の輸出として取扱う（たとえば船舶の現物賠償は一般政府消費支出でも国内総固定資本形成でもなく、財貨・用役の輸出にあげる）。ただし、防衛支出金はよる現物振替については、一般政府消費

支出とし、財貨・用役の輸出には計上しない。

なお、国防以外の一般政府用の建物の賃借料は政府所有分の帰属賃賃料を含む粗賃賃料 (gross rent) を計上する。ただし、道路その他の公共施設に関するものは含まない。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	特別会計歳入歳出決定計算書	35年度	大 蔵 省	I. O
②	歳入決算明細書	"	"	"
③	地方財政統計年度	"	自 治 省	"
④	財 政 統 計	37年度	大 蔵 省	"
⑤	昭和35年度予算補助金負担金、交付金、補給金および委託費等に関する調査	35年度	"	"
⑥	昭和35年度産業連関表作成のための地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁経済研究所	I.
⑦	都道府県歳出決算および財源内訳に関する調査	"	全 国 知 事 会	O.
⑧	市町村決算状況調	"	自 治 省	O.
⑨	予 算 明 細 書	37年度	経 済 企 画 庁	I.
⑩	防 衛 年 鑑	35年度	防 衛 庁	I.
⑪	産業連関表物量表に関連する資料	"	防衛庁 業務 委託	I.

3 推計方法

(1) 支出総額の推計

中央政府および地方公共団体の歳入歳出決算書 (資料①②, ③, ④, ⑤, ⑦) による。

(2) 投入内訳の推計

中央政府については、歳出決算書 (資料①~⑤) から財貨・用役の経常支出と思われるものをとり出し、次のような方法で最終的にその支出額を細分し、部門の格付をおこなった。

決算書の支出項目を(イ)そのまま部門分類に格付できるもの (ロ)庁費およびそれに類する支出 (ハ)統計調査費 (ニ)研究費的なもの (ホ)委託費 (ヘ)家計外消費 (会議費, 旅費, 交際費など) (ヒ)分類不能のもの7つに仕訳し, (ロ), (ハ) (ニ)については予算明細書 (資料⑨) および地方公共団体の財政支出内容調査 (資料⑥) の構成比を参考にして細分し (ホ)については大蔵省資料 (資料⑤) からその内容および委託先を調査して配分した。また, 防衛庁関係の支出については別途防衛庁委託業務である「産業連関表物量表に関連

する資料」によった。

地方公共団体については、資料⑦による款項別の消費的支出額を基礎として、特別調査である「地方公共団体の財政支出内容調査」の款項別の支出構成比によって分割のうえ部門分類に格付した。

4 推計上の問題点

中央政府の決算書の細分資料が弱い。

IV 政府の帰属賃賃料

1 定義および範囲

政府 (非企業分) および地方公共団体の所有する建物に対する見積り賃賃料をいう。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	国有財産増減および現在額総計算書	35年度		CT.
②	国 富 調 査	"	総 理 府 統 計 局	CT.
③	有価証券報告書	"	大 蔵 省 財 産 局	CT.
④	財政金融統計月報	"	大 蔵 省	CT.
⑤	家計調査年報	35年	総 理 府 統 計 局	CT.
⑥	厚生省医務局資料	"	厚 生 省	O.
⑦	文部省調局資料	"	文 部 省	O.

3 推計方法

(1) 産出額 (コントロール・トータル) の推計

資料①, ②の国および地方公共団体所有の建物評価額に、資料③の代表的不動産業者の決算書より賃賃収入の比を求め、これに乗じて算出したものから、中間経費および賃金は、すでにそれぞれの部門の産出額に入っているものとみなしてその額を差し引いたものを産出額とした。

なお、上のようにして推計した帰属家賃を、公務、教育、医療に分割したが、その分割にあたっては、国有財産の建物延坪の比を用いた。

(2) 投入内訳の推計

投入の内訳を推計するにあたっては、不動産賃賃料部門の投入比率をそのまま使用したが、中間経費および賃金については、公務、教育、医療各部門の投入にすでに入っているものとみなして、営業余剰および資本減耗引当のみを純帰属賃賃料として推計した。

(3) 産出配分の推計

公務、教育、病院とも、全額政府消費に配分した。

4 推計上の問題点 (総生産額について)

- i 賃貸料収入を建物評価額にリンクさせたが、この両者に完全な相関があるとはいいがたい。
- ii 賃貸料の対建物評価額比率を全国一定としたが、これは都心部と郡部などによってかなりの差があること。
- iii 総生産額の公務、教育、医療への分割について、国有財産の建物延坪の比を用いたこと。

V 総固定資本形成

1 定義および範囲 (第2章参照)

2 推計方法

投資の推計方法には、大別して①支出接近法(人的方法)と、②生産物集計法(物的方法)の二つの接近方法がある。

支出接近法とは、個人や政府、企業などの経済主体が生産物の最終使用者として、消費または投資した額を調査・集計して、最終需要段階での最終生産物の総額を求める方法であって、一般には人的方法ともよばれる。この方法によるときは、必然的に支出主体別推計となる。

これに対し、生産物集計法とは一般に物的方法ともよばれるものであるが、いわゆるコモディティー・フロー法、小売評価法等がその代表的なものである。これらの方法は、最終需要としての消費または投資に向けられる生産物を生産ないし、出荷から最終販売に至るまでの流れを追って求めるか、あるいは小売段階で直接にとらえるかして、最終生産物の総額を推計する方法である。したがって、この方法によるときは、必然的に品目別ないし物的推計となる。

国民経済計算の総合という面を勘案した場合、いかなる推計方法がもっとも妥当であるかということは資本形成面についての勘定様式の表章をどのように決定するか、あるいは他の支出面、とくに消費支出がどのような形の推計方式を妥当とするかとも関連することであり、現在国民経済計算審議会の投資部会において慎重に検討審議されている。しかし、資本財の品目別推計を必要とする産業連関表作成においては物的推計の方法が強く要請される。

資本財は大別して、①機械装置・器具・備品 ②建物・構築物および③大動植物の三つの範囲等に区分される。このうち②については今回は全面的に建設省の推計に依存したため、この部分については建設省の推計方法を、また③については

農林省担当の畜産部門を参照してもらうこととし、ここではコモ法による①の推計方法の概要を述べる。

(1) 推計方法の基本的考え方

i 品目の選定について

コモ法による設備投資の推計にあたっては、まず、全品目の中から設備投資に該当する品目の分類および選定が基本的な前提となる。この場合、投資財(一部消費財も含む)を最終製品の立場から捉え、このうち設備投資に向うと思われるものの合計を設備投資とする考え方にたって分類し、推計を行なうことにした。自動車に例をとると、シャーシー、ボディといった部品の形で捉えてこれらの品目を積み上げて設備投資額を推計するという方法でなく、最終製品としての自動車を捉え、部品は、それ自体で設備投資となるもの以外は設備投資品目からはずすという方法をとっている。なお、品目分類に当たっては、経企庁、通産省、建設省および行政管理庁の省庁間で打合せ調整した結果、設備投資に向けられる品目を付表(注3)としてとりまとめ選定した。

ii 流通経路のとらえ方および評価のしかたについて

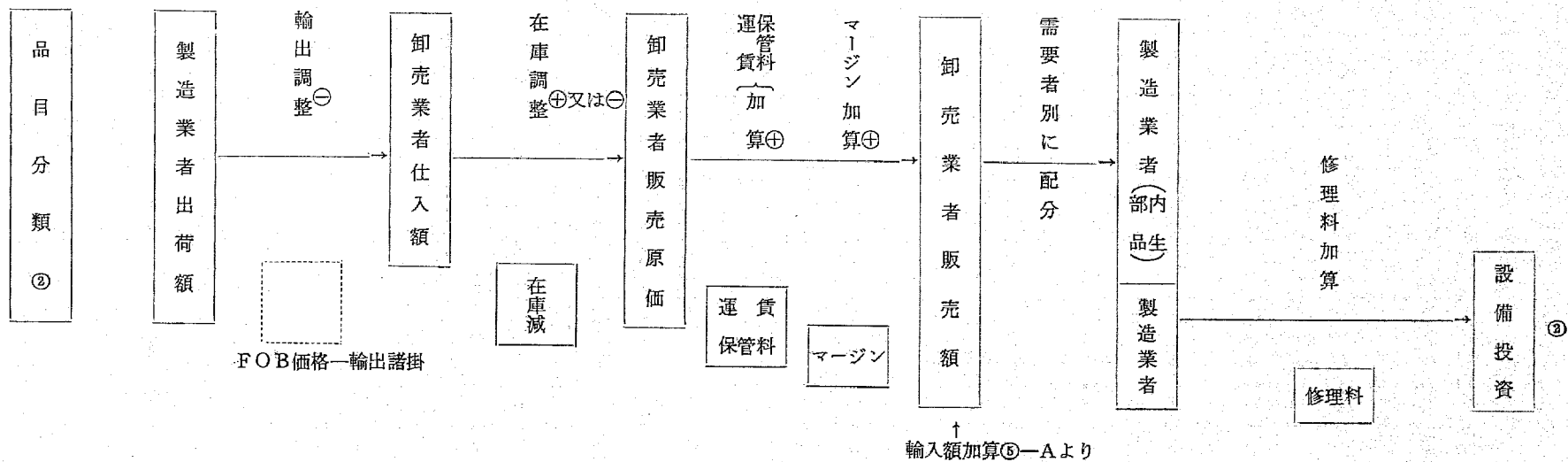
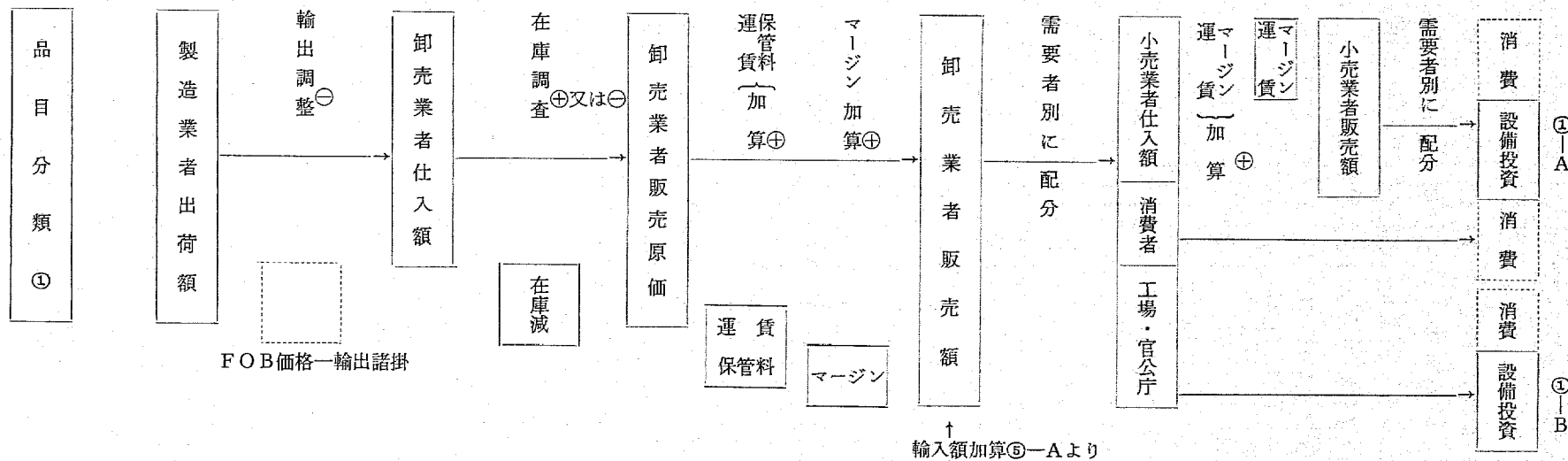
iにより選定された品目は、一般的にメーカーから流通機構を経由し、生産者価格にマージン及び運賃等の流通諸経費が加算されて最終需要者に販売され、消費または設備投資になる。

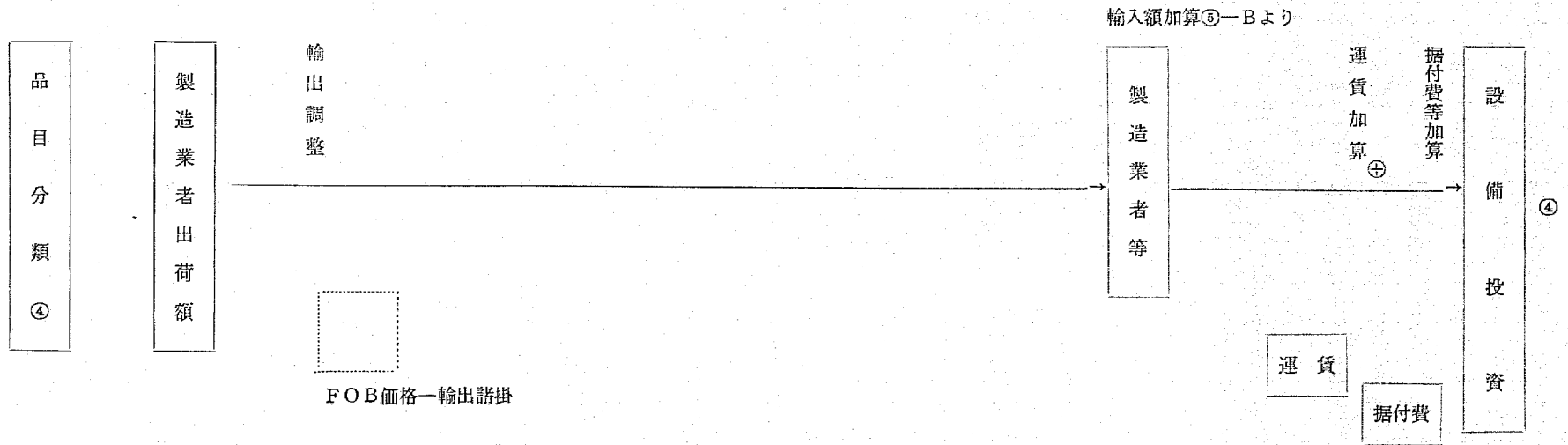
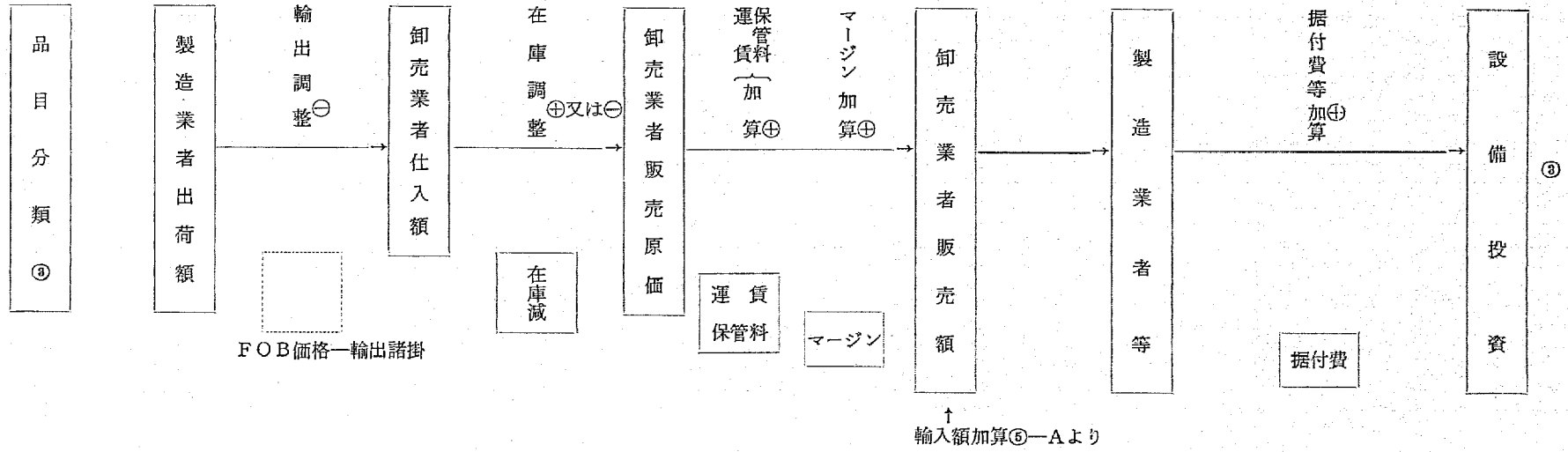
しかし、これらの中にはたとえば民生用電気機器のように小売業者を通じるものもあれば、大型機械類のように卸売業者の手を通じないで、メーカーと設備しようとする業者との間で直接取引の行なわれるものなど種々の形態があり、これらの各形態により、運賃、保管料、商業マージン等の流通諸経費が異ってくる。このため設備投資を最終製品の出荷の段階から出発して最終販売段階までの流れの形態によりグループ分けすることが推計上便利であるのでiにより選定した資本財を次図のような5つのグループに分類することとした。

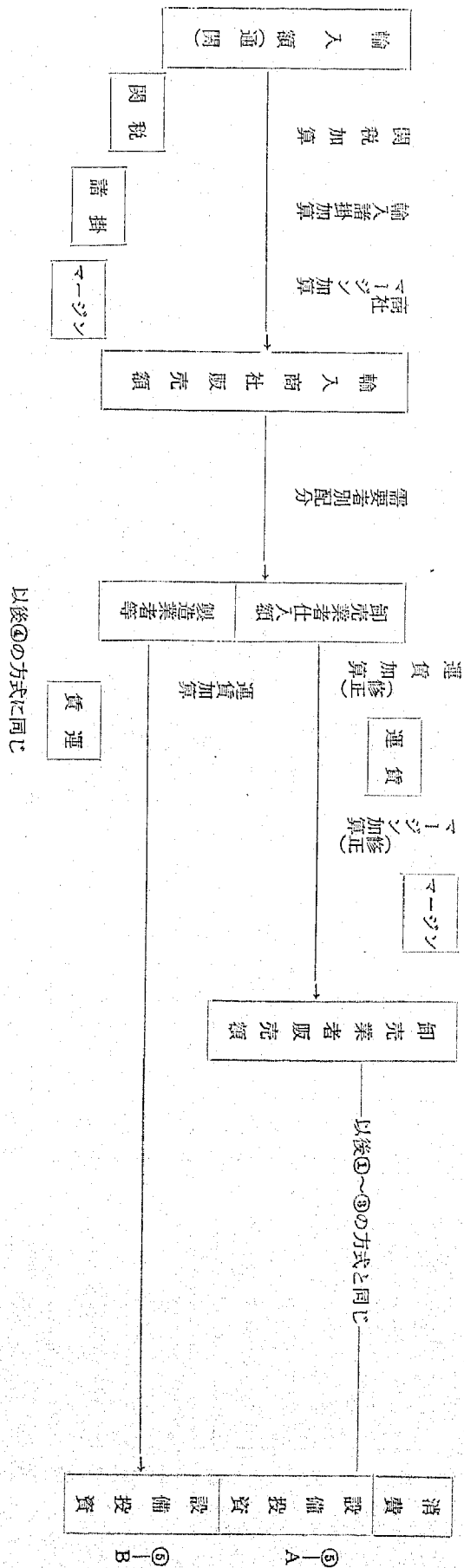
図式の各段階における推計資料および推計方法は次のとおりである。

① 出荷額：主として工業統計表品目編(4人以上)および産業編(3人以下)による。これにより難しい場合は、生産動態統計(機械統計年報)を参考にした。生産動態統計による主要な品目は、自動車、二輪車、三輪車、自転車、および産業車輛の一部であ

コモ法による設備投資推計図式







る。

- ② 輸出および輸入：一般輸出入については通関統計により，再輸出入を除く。特需については特需統計および品目別特需統計契約高により推計した。輸出入諸掛りについては，運輸省が推計した「運賃収入調査」（注3）ならびに運賃率表を参考にした。
- ③ 卸売業者在庫変動の調整：商業統計表および商業動態統計により在庫変動率を計算し，在庫増減額を算出した。なお製造業者の工場外在庫調整は計算の最終段階で行った。
- ④ 運賃および保管料：上記②の運輸省調査資料，運賃率表ならびに「運賃率，商業マージン率表」（注1）を参考に算出した。なお，貨物の回転率および流通経路のちがいを考慮して運賃率を修正したものもある。
- ⑤ マージン額：上記「運賃率，商業マージン率表，有価証券報告書などにもとづいてマージン率を計算しマージン額を推計した。なお，商品の回転率および流通経路のちがいを考慮してマージン率を修正したものもある。
- ⑥ 需要者別配分：卸売業者販売額の小売業者向けおよび製造業者向け配分比率等については，中小企業総合基本調査，商業統計表ならびに機械統計年報を参考に，通産省担当官と協議して決定した。
- ⑦ マージン率の転換：この方式における運賃率，マージン率は，いずれも卸売業者または設備しようとする業者の仕入額（販売原価）に対するものである。しかし普通は，販売額に対する比率しか得られないので，これを仕入額に対するものに換算した。例えば卸売業者・マージン率の換算は次式による。

卸売業者仕入額マージン率

$$= \frac{\text{卸売業者販売額マージン率}}{1 - \text{卸売業者販売額マージン率}}$$

3 国民所得との概念上の調整点

産業連関表と国民所得の固定資本形成の計数の間には次のような概念上の相違があるので，両者の計数を比較する場合はこの点を調整することが必要である。

(1) マイナス投入の調整

産業連関表では機械および装置等のスクラップ等による発生鉄屑あるいは非鉄金属屑を設備投資額からマイナス投入しているが，国民所得推計では，マイナスしていない。

(2) 取替資産調整

国民所得推計では、レール、電線、電路などの取替資産を経費として扱っているが、産業連関表では、設備投資としている。

(3) 建仮調整

国民所得推計では建設を除く、重機械、船舶等の仕掛工事額（国内向）の増分を設備投資と考えているが、産業連関表では在庫と考えている。

(4) 一般失対調整

国民所得推計では、一般失対を経費と考えているが、産業連関表では建設投資として取扱っている。

Ⅵ 在庫純増

1 定義および範囲（第2章参照）

2 推計方法

主として「鉱工業生産動態統計」「農家経済調査」「各種需給統計」「工業統計表」および「商業統計表」等を基礎資料として生産者製品在庫、半製品仕掛品在庫、流通在庫、原材料在庫に分けて品目別の在庫を算定し、個々の物資の需給関係を検討して最終的に推計した。最終需要部門のうちで在庫はもっとも精度のおちる部門であり、とくに流通在庫及び原材料在庫の把握については問題点が多い。なお詳細については通産省担当部門1～3参照、農林省担当部門については、在庫を一括して推計を行なっている。

Ⅶ 一般貿易および関税

1 輸出入額の推計

輸出入額は、大蔵省編の日本外国貿易月表（昭和35年1～12月累計）の品目別実績をI-O分類の6桁分類に対応整理して集計した。なおI-O表では純輸出入額であった方が好ましいので、再輸出入額（日本外国貿易年表）をも品目別にI-O分類に対応整理し、それぞれを控除した。

（これらについては別資料「昭和35年産業連関表部門別貿易品目分類別輸出入額表」（第二次推計）のとおりであるが、対応整理した集計結果が貿易月表の合計に対して輸出で-0.1%、輸入で-0.02%の誤差を生じた。）

ただし、通関統計の輸出額は船積価格であるからI-O表に入れた輸出額は上記金額から国内運賃、マージンを差引いたものとなっている。差引きの方法は事業所から直接船積みした分のみを国内運賃非対象額とし、他はすべて運賃および

卸売マージン対象額とし、これにマージン、運賃マトリックス作成時の率を乗じたものを差引いた。

2 関税額の推計

関税額は大蔵省関税局資料を輸出入同様I-O分類に対応整理集計した。（集計結果は「昭和35年産業連関表部門別貿易品目分類別輸出入額」（第二次推計）に揚げてあるが総額で-1.1%の誤差が出た。）また輸入についての物品税は関税額と一緒にする方法も考えられるが、国産品の物品税が生産部門セクターの間接税に含まれているのに対応し、輸入物品税を商業部門の経費とみる方法も考えられる。今回は後者の方法をとった。

Ⅷ 特需

1 支出総額の推計

(1) 「特需」の定義

「特需」は、外国駐留軍の財貨および非要素用役の購入額をもってC、Tとした。

広義の特需では、上記のほかには防衛支出金（いわゆる円ベース特需）ICA（国際協力局）AID（国際開発局）の経済援助、要素用役の購入等が含まれるが、産業連関表ではこれらのものを除外した。

(2) 算出方法

算出は、駐留軍買付の実績を取引契約の段階でおさえて推計を行ない、一方それとは別に日銀の特別勘定ドル収入額からも推計を行ない、両者を調整した上で最終的に決定した。

「特需」に関する外国為替収支実績は下記のとおりである。

	千ドル	百万円
i 軍預金払込	172,109	61,959.2
ii 円セール	218,327	78,597.8
iii 米軍からの譲受物品	18,557	6,680.6
iv その他	3,628	1,306.1
計	412,621	148,543.7

軍預金払込は、駐留軍の公用のための調達活動に伴う役務代金のドル収入をいい、「円セール」は、海軍の調達活動および軍人軍属家族の私的調達活動に伴う役務代金のドル収入をいう。

他方「国際収支表」において軍関係取引として次のように示されている。

	千ドル	百万円
i 現地要員に対する 賃金支払	78,075	28,107.0
ii 隊員個人支出	61,033	21,971.9
iii 外国軍機関と自国政府との その他取引	3,628	1,306.1
iv 外国軍機関とその他居住者との その他取引	269,885	97,158.7
計	412,621	148,543.7

以上のうち i 現地要員に対する賃金支払は要素サービスの取引であること、ii 外国軍機関と自国政府とのその他の取引は自衛隊の軍艦を建造するために米国から日本政府へ支払われた現金の取引であるから、政府間の振替取引と考え、これらを特需から除いた。

隊員個人支出には特殊貿易に含め、海外人本邦内消費と同一に扱うことが望ましい部分が含まれているが、それを取出すことが困難なため特需に含めることとした。従って、特需のC、Tは412,621千ドル(78,075+3,628)=330,918千ドル=119,130.5百万円となった。

2 支出内訳推計

(1) 推計の基礎資料

実際に即した取引の把握は、資料の制約があつて断念せざるを得なかった。

したがって、支出内訳は、通産省特需賠償室「特需調査」資料にもとずき、物資および役務の取引契約高をもつて推計した。

当該資料は、米軍が在日本大使館に提出した契約高のコピーを、特需賠償室が受領したものについて集計したものである。

(2) 推計過程

「特需調査」資料の難点は次のとおりである。

- i 契約時点と取引時点とは、タイム・ラグがある。
- ii セメント、トラック自転車および機械部品の一部等は輸出手続きをとることから、当該資料から漏れている。

以上の欠点はあるが、いずれにせよ資料はこれのみしか存しない点から契約時をもって取引時点にみなすことにし、そのうち生産期間の長いと目される建設関係、自動車の一部および機械関係についてのみ若干の補正を施した。

なお、「特需調査」は当然購入者価格ベースであるので投入費目ごとに運賃マージン額を算定して差引き、各産業部門との調整を行なった。

三回にわたる調整段階を通して、農林、機械および石油を除いたほかは、「特需調査」を基礎にした当初の部門配

分額がそのまま承認された。

IX 特殊貿易(輸出、輸入)

1 推計作業経過

I. Oにおける特殊貿易の取扱いについては概念的にも資料的にも多くの問題を含んでいるが、昭和35年表における推計作業をするに当っては数回の幹事会によって掲上されるべき項目についていろいろ議論された結果、第1表のごとく採用項目を決定した。

これを昭和30年表と比較してみると、その取扱いにかなりの相異がみられ、計数的にも対比することは困難である。

資料としては、日本外国貿易統計年表、国際収支表を主体として用いているが、海外人本邦内消費および本邦人海外消費については、その総額を総理府統計局の家計調査の品目別消費支出額のパターンで分割推計したこと、船用品中石油製品の種類別輸出入額については運輸省業務資料を用いた。推計手順は次のとおりである。

(1) 総 額

さきにもふれたごとく、特殊貿易上の輸出入額は国際収支表、および日本外国貿易統計年報を用いて推計した。この計数の大部分は原資料の計数を生のまま掲上したが、問題のある項目については次のような取扱いをした。

(i) 船用品、機用品(積込み)

輸出は内国貨物(関税法上)の外国籍船舶への積込みをあげ、輸入は外国貨物(関税法上)の日本籍船舶への積込みをあげるものとする。

(ii) 船用品、機用品(不用余剰、外国購入品)

この取扱いも外国船(機)日本国籍船(機)について別途考慮する。まず、外国籍船のそれは当然日本産のものも含まれる場合もあるが、これは少ないとみて、すべて外国産のものとする。したがって、これはすべて輸入として掲上する。一方、日本国籍船(機)については外国購入品についてはもちろん全額輸入に掲上するが、不用(余剰)については、積込時点で、外国産のものは輸入として把握されるから輸出入として考慮しないこととした。

(iii) その他の海外旅行者消費

個人消費のうち、その他の海外旅行者消費の内訳は次のとおりである。参考までに本邦人海外消費および海外人本邦内消費をあげると次のとおりである。

(単位 100 万円)

	海外人本邦内消費	本邦人海外消費
総 額	16,021.4	20,787.5
(1)業務上海外旅行者消費	5,261.4	13,482.4
(2)留 学 生 消 費	220.7	182.5
(3)その他海外旅行者消費	8,799.8	908.6
観先旅行者消費	8,006.0	567.0
その他の旅行者消費	566.3	341.6
官 吏	227.5	—
(4)外 交 団 消 費	1,739.5	6,214.0

(二) 海 外 旅 行

国際収支表第4表その他運輸中旅客運賃を計上している。

(イ) 航空機船舶の運賃および保険

国際収支表第4表貨物運賃および保険を計上している。

すなわち、A貨物運賃では、自国運輸業者の受取りを輸出に、自国運輸業者の輸入受取運賃をマイナスの輸入額として計上している。

一方、貨物保険についても、運賃の取扱いと同じであるが、保険料—保険金の形で計上している。すなわち、輸出に伴うものおよびその他の保険料の受取り—保険金の支払いを輸出に計上し、居住者の輸入受取保険料—輸入に伴う保険金の支払いをマイナスの輸入額として計上している。

(ロ) 港 湾 経 費

上述の第4表、その他運輸中港湾経費から、さきに日本貿易統計年表より計上した船用品、機用品の積込分を差引いた額を計上した。

(ハ) その他のサービス

特殊貿易中最も問題となる項目であるが、30年表における取扱いとかなり違っている。すなわち、要素サービスの取引は計上しないという原則に対する項目別の解釈の困難さによるものと思われるが、今回計上したものは、management fee, 代理店手数料, 通信費, 広告宣伝費, 定期出版物, その他である。

(2) 部門別輸出入額

以上のごとく、国際収支表および日本外国貿易年表をもとに計上された輸出入額の部門格付については、原資料の

まま格付けされるものおよび分類不明に格付けせざるを得ないものを除いては次のような取扱いをした。

(イ) 船用品、機用品(積込み)および(不用余剰外国購入品)

日本貿易統計年表により格付けされない、食料、煙草、水については、総理府統計局家計調査の品目別集計結果を用いて分割格付けした。また、鉱油については運輸省との調整の結果、その内訳については船主協会の資料を用いた。

(ロ) 本邦人海外消費および外国人本邦内消費

これらについては、原則として総理府統計局家計調査の品目別結果のweightを用いて分割、格付けした。

2 調整作業経過

調整作業において問題となった点は、船用品機用品のうちの石油製品関係の輸出入額と個人消費の品目別輸出入額であった。

第1表 特殊貿易に採用した項目一覧

A 輸出入とも特殊貿易に計上されたもの。

1. 慰問、救じゅつおよび寄贈の貨物
2. 博覧会、展覧覧、見本市等への出品貨物
3. 見本品、宣伝用印刷物および広告用品
4. 船舶、航空機の修理・改装
5. 船用品(積込み)
6. 機用品()
7. 船用品(不用余剰および外国購入)
8. 機用品()

B 輸入の場合のみ特殊貿易統計に計上されたもの。

1. 収容および留置貨物で公売、売却されたもの
2. 18千円未満の譲受貨物
3. 漂流貨物
4. 日本生産性本部の貨物
5. M・S・A協定関係貨物

C 輸出の場合のみ特殊貿易統計に計上されたもの。

1. 船(機)用品(準船(機)用品を含む)の修理
2. 日本産業巡航見本市のための輸出した出品物

D 国際収支表のうち特殊貿易に関連するもの。

1. 美術品、骨とう品
2. 海外旅行者消費
 - (1) 業務上海外旅行者消費
 - (2) 留学生消費

(3) その他の海外旅行者消費

3. ユネスコ、カーボンと引換貨物
4. 仲介貿易マージン
5. 海外旅行
6. 航空機、船舶の運賃
7. 港湾経費
8. 保険（保険料と保険金の差額）
9. 外国軍関係消費
10. 外交団消費
11. 雑

12 その他のサービス

- (1) 個人役務
- (2) management fee
- (3) 代理店手数料
- (4) 通信費
- (5) 広告宣伝費
- (6) 定期出版物
- (7) ニュース・サービス
- (8) その他